

福井市オレンジカフェ運営事業実施要領

1 事業目的

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続すること、また、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的に、オレンジカフェを設置、運営する。

2 用語の定義

この要領において「オレンジカフェ」とは、認知症の人とその家族（以下、「認知症の人等」という。）が役割や生きがいを持って活動でき、地域住民や専門職の誰もが集い、認知症のことを気軽に話題にできる場所をいう。

3 事業内容

(1) 次に掲げる活動の全てを行うものとする。

ア 認知症の人等が気軽に集える居場所を準備し、交流や仲間づくりができる環境を提供する。

イ 認知症の人等の個別の希望に応じ、楽しめる内容（手工芸やレクレーション等）を提供する。

ウ 認知症の人等からの相談に対し、適切な支援を行う。

エ 認知症の人同士、家族同士が悩みを共有し、相談し合える環境を提供する。

オ 必要に応じて認知症の人等の居宅を訪問する。

カ 認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座の実施等、地域住民に対し、認知症への正しい理解を促進する。

(2) 必要に応じて福井市認知症地域支援推進員の助言を得ながら事業を実施するものとする。

4 実施要件

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 福井市内に運営する拠点（一堂に10名以上の参加が可能なスペース）を設けること。ただし、市長が不相当と認める場所での開催は認めない。

(2) 原則、月1回以上開催し、1回あたりの開催時間は2時間以上であること。

(3) 拠点における1回の開催あたりの利用者が概ね5名以上であること。

(4) 運営スタッフとして1名以上の医師、看護師等の医療関係者及び1名以上の福祉関係者（社会福祉士、精神保健福祉士、認知症の人の介護等に従事した経験を有する介護支援専門員又は介護福祉士等）を確保し、開催時にはうち1名以上の者を配置させること。

(5) 開催時にはこれらのうち1名以上の運営スタッフと運営スタッフ以外の補助者（ボランティアの認知症サポーター等）の合計2名以上の者が活動内容の提供にあたること。

(6) 介護サービスを利用していない参加者や要支援者がいた場合、必要に応じて地域包括支援センターへ情報提供を行う等、地域の関係者等と適切に連携できる体制を確保すること。

(7) 参加対象を限定することなく、誰でも気軽に参加できる地域に開かれた場にする事。

(8) 運営スタッフを中心にミーティングを開催する等しながら、活動内容を提供すること。

(9) 拠点以外の場所に出張して活動する場合は、福井市内で実施すること。

5 月例報告

補助事業者は、毎月10日までに前月の開催状況や参加者数、開催時の写真等を提出し、活動状況を報告することとする。なお、事業終了後の実績報告については、「福井市認知症地域づくり支援事業」を参照することとする。

6 留意事項

- (1) 認知症の人等が役割を持って、運営に携わりながら楽しく参加できるよう努めること。
- (2) 開催日や開催場所等の情報について、市のホームページや広報誌への掲載に協力し、広く周知を図ること。
- (3) 参加者のプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めるとともに、知り得た情報を開示又は漏洩してはならない。
- (4) 上記のとおり履行が確認できない場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し、若しくは返還を命ずる場合がある。